

介護保険負担限度額認定の申請について

介護保健施設に入所したりショートステイを利用する場合、食費・居住費は全額自己負担ですが、低所得の人の施設利用が困難とならないように、一定以上は保険から給付される制度があります。給付を受けるには、市川市に申請し、「負担限度額認定」を受ける必要があります。

●対象者の要件 (1)(2)すべてを満たすこと

(1) 市民税非課税世帯である(世帯全員が非課税である)

(2) 利用者負担段階が第1段階の場合は、預貯金等資産額の合計が、単身の方で1,000万円(ご夫婦で合計2,000万円)以下である。

第2段階の場合は、単身の方で650万円(ご夫婦で合計1,650万円)以下、

第3段階①の場合は、単身の方で550万円(ご夫婦で合計1,550万円)以下、

第3段階②の場合は、単身の方で500万円(ご夫婦で合計1,500万円)以下である。

※ 世帯を分離している配偶者がいる場合は、上記の要件と同様に審査対象となります。他市に居住している場合は非課税証明書が必要となります。

【負担限度額適用後1日当たりの費用額】

利用者負担段階	対象者	食費	食費 短期入所サービス	多床室	従来型個室	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室
第1段階	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	300円	300円	0円	特養等 320円 老健・療養 490円	490円	820円
第2段階	・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	390円	600円	370円	特養等 420円 老健・療養 490円	490円	820円
第3段階①	・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	650円	1,000円	370円	特養等 820円 老健・療養 1,310円	1,310円	1,310円
第3段階②	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	1,360円	1,300円	370円	特養等 820円 老健・療養 1,310円	1,310円	1,310円

●申請の流れと提出先

申請書と添付書類の提出 (郵送可)	<p>【提出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送 ・市役所第1庁舎または行徳支所介護福祉課相談窓口 (いずれも夜間窓口は対応していません) <p>※ 行徳支所介護福祉課相談窓口(行徳支所内)でもお預かりしますが、お問合せ、郵送につきましては、市川市介護福祉課までお願いいたします。いずれも、夜間窓口は対応していません。</p> <p>郵送でも申請を受け付けておりますので、ご利用ください。</p> <p>申請は、随時受け付けます。申請を受け付けた月の1日から適用となります。前月には遡りませんので、ご注意ください。</p>
書類審査結果通知の発送	<p>申請順に、順次発送いたします。</p> <p>更新期間(毎年6月～7月頃)は混み合いますので、お時間を頂きます。</p>
更新申請	<p>毎年、認定の有効期間は7月末までです。</p> <p>認定を受けている方には、申請書とご案内をお送りしますので、更新を希望する方は、申請書を提出してください(6月頃～)。</p>

申請書・同意書（申請書の裏面）、添付書類が必要です！

添付書類が揃わない場合は、認定を受けられないことがございます。

大変お手数をおかけしますが、配偶者の分も含め、全ての書類を揃えてご提出くださいますよう、お願いいたします。

※ 生活保護受給中の方は、以下の添付書類は提出不要です。

預貯金通帳等のコピー

預貯金等資産の合計金額が基準額以下であることを証明するために、ご本人様（配偶者がいる場合は夫婦2人分）の、預金通帳等のコピーをご提出いただきます。

- ・ 通帳が複数ある場合は、全ての通帳のコピーが必要です。
- ・ 申請日直近（約2ヶ月以内）の最終残高がわかるよう記帳してください。
- ・ 1通の通帳につき、
 - (1) 銀行・支店・口座番号・名義人（→表紙を開けたページ）
 - (2) 最終残高（→直近の記帳があるページ）
 - (3) 定期預金も預けている場合は、定期預金の最終残高
- ・ 全ての通帳の残高を計算し、合計金額を申請書に記入してください。

配偶者の非課税証明書

配偶者の住民票が市川市にない場合（※本年1月1日に市川市に住民票があった場合は除く）は、非課税であることを確認するために、配偶者の「非課税証明書」の添付をお願いいたします。「非課税証明書」の入手方法は、配偶者の住民票がある市町村にお問合わせください。

【問合せ・提出先】

〒272-8501 市川市八幡1-1-1
市川市介護福祉課 資格給付グループ
電話 047-712-8541

介護保険負担限度額認定申請書

市川市長 年 月 日
 介護保険法施行規則第83条の5各号に掲げる者に該当するため、次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ 被保険者氏名	-----	被保険者番号	
		個人番号	
生年月日		性別	
住所	〒	連絡先	
入所（院）した介護保険施設の所在地及び名称（※）	〒	連絡先	
入所（院）年月日（※）		（※）介護保険施設に入所（院）していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。	

配偶者の有無	有 ・ 無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。		
配偶者に関する事項	フリガナ氏名	-----		
	生年月日		個人番号	
	住所	〒	連絡先	
	本年1月1日現在の住所（現住所と異）	〒		
	課税状況	市町村民税	課税	・

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	①生活保護受給者／②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	受給している全ての年金の保険者に○をしてください。 日本年金機構 地方公務員共済 国家公務員共済 私学共済			
	<input type="checkbox"/>	③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円以下です。（受給している年金に○して下さい。以下同じ。） ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。				
	<input type="checkbox"/>	④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円を超え、120万円以下です。				
預貯金等に関する申告 ※通帳等の写しは別添	<input type="checkbox"/>	⑤市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額120万円を超えます。				
	預貯金額	円	有価証券（評価概算額）	円	その他（現金・負債を含む）	円

申請者が被保険者本人の場合には、下記については記載は不要です。

申請者氏名	連絡先（自宅・勤務先・携帯）
申請者住所 〒	本人との関係

- 注意事項
- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
 - 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
 - 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
 - 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

被保険者	配偶者	収入	預貯金	申請者	同意書	添付書類

(裏面)

(重要) 下記の同意書欄を必ずご記入の上、通帳のコピー等添付書類と併せて提出くださいますようお願いいたします。

同意書

市川市長

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び私の配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、市川市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

(本人) 住所

氏名

(配偶者) 住所

氏名

【 申請書と併せて提出が必要な書類 】

- 預貯金等の資産状況を確認する書類（下表参照）※配偶者がいる場合は、配偶者の分も必要です
- （配偶者の住民票が市川市にない場合）配偶者の非課税証明書

※ 以下の資産がある場合、申請書にご記入いただき、必要書類を添付してご提出ください。
いずれも、名義人が確認できるページと直近の残高などが確認できるページが必要です。

「預貯金等」に含まれるもの		添付が必要な書類
預貯金		銀行名・支店名・口座名義人・口座番号の写し及び最終残高の写し(インターネットバンクの場合も名義人・口座番号・口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)		証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積み立て購入を含む)など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属		購入先の銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託		銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)		自己申告
負債	預貯金等の額と相殺。ただし、営む事業に関する負債は除く	借用証書(貸付額、返済期日等が記載され、署名、捺印がある金銭消費貸借契約書などの負債額を確認できる書面)